

十日町市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

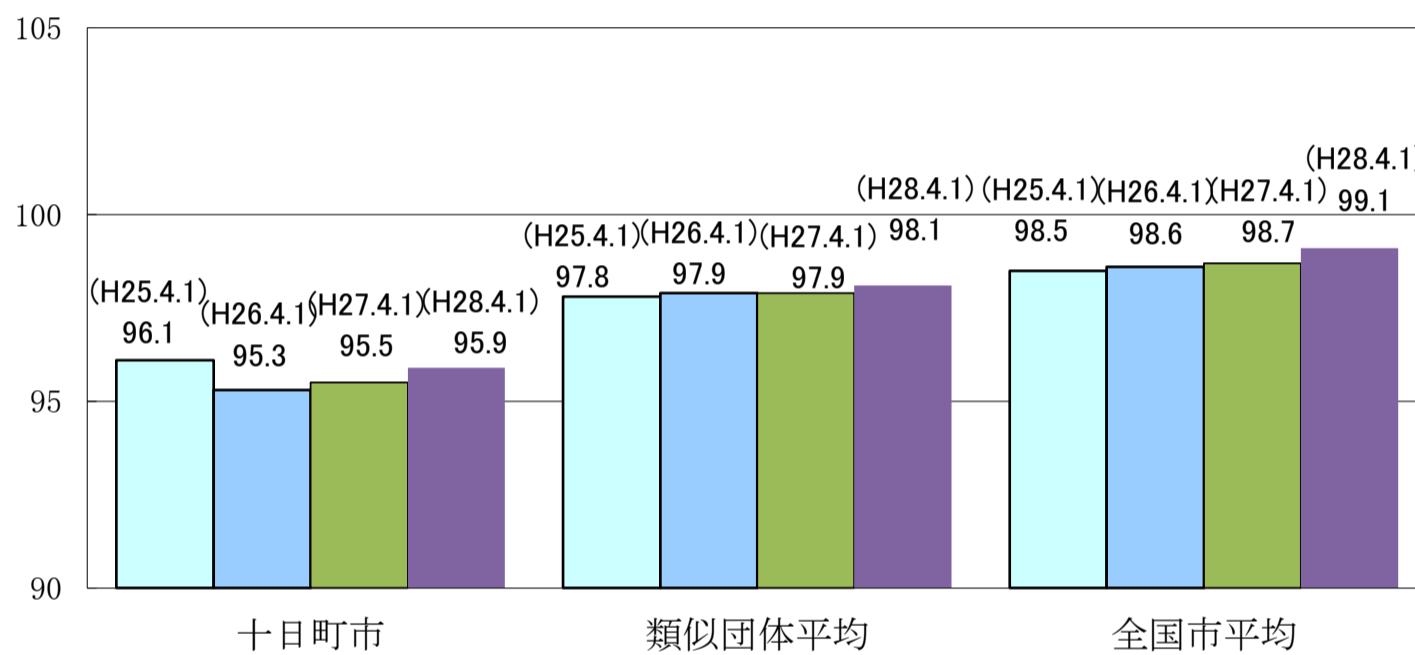
区分 (28年1月1日)	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	56,235	38,459,927	1,744,147	4,120,334	10.7	10.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分 A	職員数	給与費			一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
27年度	人 456	千円 1,579,713	千円 281,565	千円 616,016	千円 2,477,294	千円 5,433

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

3年連続で上昇している理由は、昇格者数の増加によるものと考えられます。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.4%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%以下に対し、当市においても同様の支給率で支給。
(実施時期) 平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は1%、給与改定後は平成27年4月に遡及し2%を支給、平成28年4月に遡及し3%を支給。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
十日町市	43.3歳	313,600円	363,809円	345,214円
新潟県	43.3歳	333,077円	409,695円	365,012円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.5歳	320,058円	386,078円	350,303円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 (A)/(B)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
十日町市	51.7歳	25人	309,100円	337,700円	346,560円	—	—	—	—
うち管理員	50.9歳	14人	304,100円	333,571円	347,764円	用務員	55.2歳	199,900円	1.67
うち自動車運転手	54.3歳	7人	319,500円	359,514円	360,800円	営業用バス運転者	50.6歳	288,100円	1.25
うち学校給食員	49.6歳	4人	317,500円	322,333円	324,300円	調理士	43.1歳	233,300円	1.38
新潟県	52.6歳	467人	351,479円	392,652円	376,261円	—	—	—	—
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—	329,358円	—	—	—	—
類似団体	50.6歳	34人	314,663円	344,997円	331,800円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C) / (D)
十日町市	—	—	—
うち管理員	5,401,518円	2,732,900円	1.98
うち自動車運転手	5,756,149円	3,456,800円	1.67
うち学校給食員	5,210,832円	3,169,600円	1.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています（平成25年度から平成27年度の3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものの、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（=時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（28年4月1日現在）

区分	十日町市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	183,300円
	高校卒	144,600円	149,000円
技能労務職	高校卒	142,000円	146,700円
	中学校卒	134,000円	134,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（28年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	263,414円	357,920円	371,367円
	高校卒	232,300円	306,200円	365,512円
技能労務職	高校卒	—円	315,600円	324,400円
	中学校卒	—円	—円	—円

(注) 経験年数区分に該当する職員がいない場合は（）の経験年数の職員の平均額を算出しています。

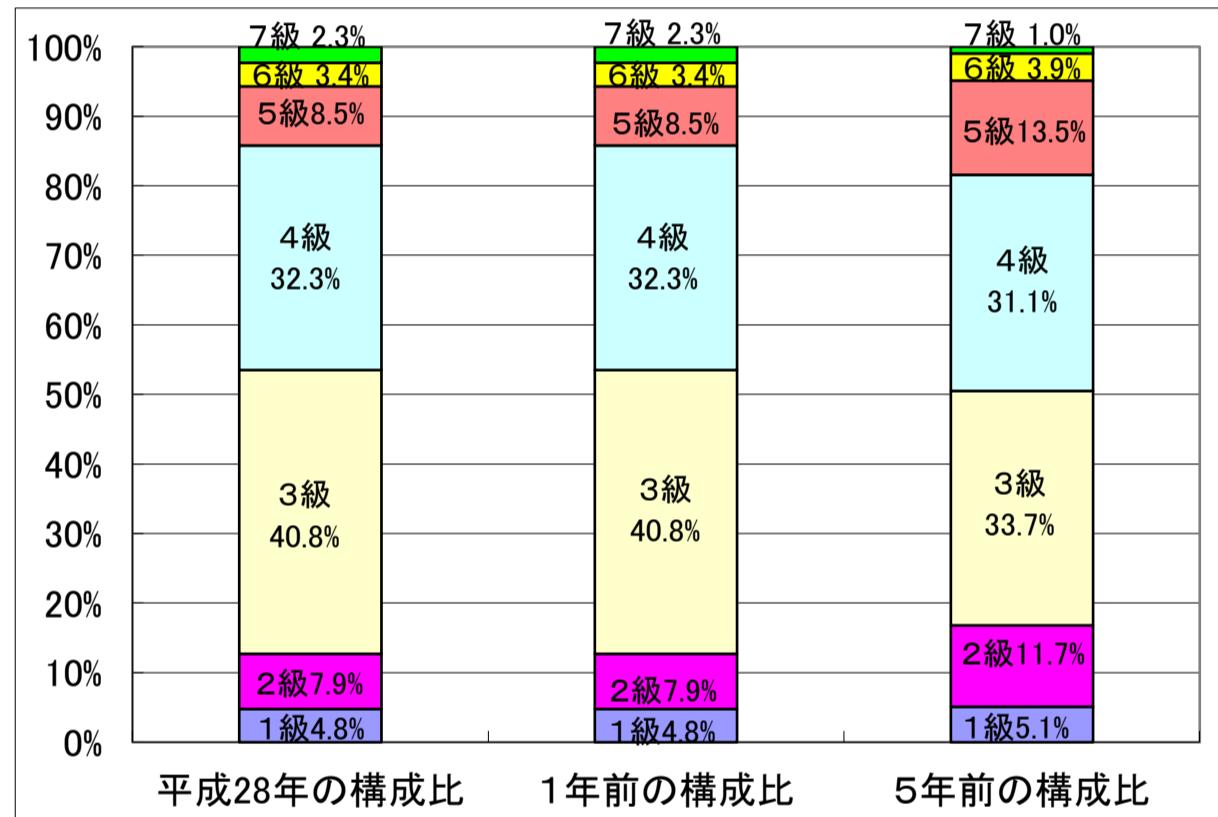
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長・局長・教育次長・技監	人 7	% 2.0	円 361,300	円 443,700
6級	課長・局長・支所長	人 8	% 2.2	円 317,000	円 409,000
5級	課長・局長・室長・参事・課長補佐・次長・副参事	人 34	% 9.5	円 286,200	円 391,800
4級	課長補佐・次長・副参事・係長・主査・主査技師	人 114	% 31.9	円 259,900	円 379,800
3級	支所長（再任用）・参事（再任用）・係長・主査・主査技師・主任・主任技師	人 141	% 39.5	円 226,400	円 348,800
2級	係長（再任用）・主事・技師	人 27	% 7.6	円 190,200	円 303,000
1級	主事・技師	人 26	% 7.3	円 140,100	円 246,100

(注) 1 十日町市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	十日町市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

十日町市	新潟県	国
1人当たり平均支給額（27年度） 1,450千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,604千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年4月2日から平成29年4月1日までにおける運用	十日町市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	○	○	○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用				
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（28年4月1日現在）

十日町市	国	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分	
勤続25年 29.145月分 34.5825月分	勤続25年 29.145月分 34.5825月分	
勤続35年 41.325月分 49.59月分	勤続35年 41.325月分 49.59月分	
最高限度額 49.59月分 49.59月分	最高限度額 49.59月分 49.59月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算) (自己都合) (勤奨・定年)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)	
1人当たり平均支給額 7,426千円 18,555千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績（27年度決算）	145千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	73千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
新潟市	3%	2人	2%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)	95.9 (95.9)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		951	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		13,772	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)		13.5	%	
手当の種類 (手当数)		12		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	10千円	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	5千円	300円/日
用地交渉手当	用地交渉担当職員	用地の取得など所有者等との交渉に従事した場合に支給	10千円	300円/日
行旅死病人取扱手当	福祉担当職員	行旅病人・死亡人の救護又は死体処置に従事した場合に支給	0千円	1,000円～3,000円/回
保健手当	保健師	保健指導、保健相談、看護処置等に従事した場合に支給	144千円	300円/日
防疫等作業手当	保健師	感染症防疫作業に従事した場合に支給	0千円	300円/日
動物死体処理手当	環境業務担当職員、道路管理担当職員	動物の死体処理に従事した場合に支給	37千円	1,000円/回
雪害作業手当	雪害作業にあたる職員	除雪作業、水上がり対策、雪崩対策に従事した場合に支給	105千円	400円～600円/日
放射線取扱作業手当	診療所職員	放射線を照射する作業の補助に従事した場合に支給	0千円	350円/日
特地診療手当	診療所医師	松之山診療所の医師が診療業務に従事した場合に支給	325千円	5万円/月
休日診療手当	診療所医師	診療所の医師が休日に診療業務に従事した場合に支給	90千円	45,000円/日
介護認定審査会手当	診療所医師	診療所の医師が介護認定審査会に出席した場合に支給	132千円	10,000円～12,000円/日

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (27 年 度 決 算)	138,377 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (27 年度 決 算)	311 千円
支 給 実 績 (26 年 度 決 算)	137,241 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年額 (26 年度 決 算)	280 千円

(注) 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 その他 13,000円 各6,500円	同じ	—	55,270千円	197,393円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて 最高 27,000円	同じ	—	14,292千円	230,516円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者） 負担している運賃の額に応じて 1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者(交通用具利用者) 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	20,331千円	56,791円
管理職手当	支給額：定額 主要課長 52,600円 準主要課長 44,000円 その他課長、支所課長 30,200円 参事・保育園長 25,000円	同じ	—	25,862千円	369,457円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給)	同じ	—	26,314千円	52,210円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (ただし、5時間未満の場合 2,100円)	同じ	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区分		給料			月額等
給 料	市 区 町 村 長	833,200 円		(参考)類似団体における最高／最低額	
	副 市 町 村 長	649,900 円		1,000,000 円／ 560,000 円	
報 酬	議 長	392,000	円	802,000 円／ 564,400 円	
	副 議 長	316,000	円	575,000 円／ 341,000 円	
	議 員	300,000	円	515,000 円／ 285,100 円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(27年度支給割合)	6月期	1.475月分	
	副 市 町 村 長		12月期	1.675月分	
			計	3.150月分	
退 職 手 当	議 長	(27年度支給割合)	6月期	1.475月分	
	副 議 長		12月期	1.675月分	
	議 員		計	3.150月分	
市 区 町 村 長		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
副 市 町 村 長		給料月額×在職月数×0.44	17,597,184円	任期満了時	
備 考		給料月額×在職月数×0.26	8,110,752円	任期満了時	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)
勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

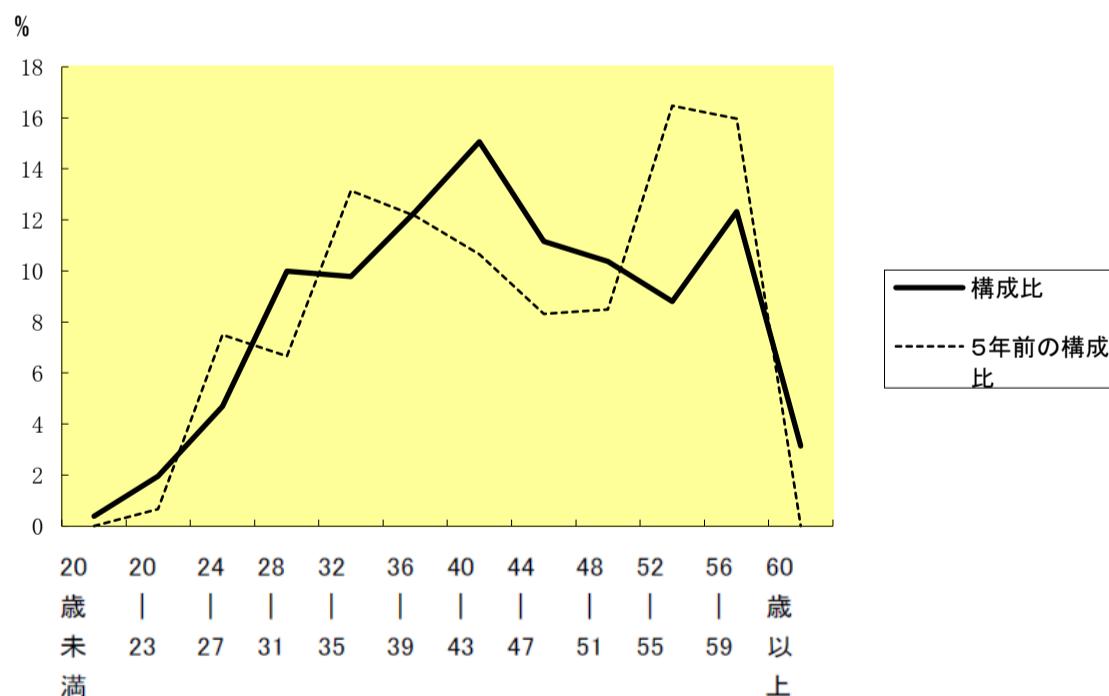
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		27年度	28年度		
普通会計部門	議会	4	4	0	
	総務企画	92	91	△ 1	休職中職員の配置換え、庁舎管理員の不補充、庁用車運転業務の縮小
	税務	28	27	△ 1	家屋資産税業務の縮小
	民生	99	96	△ 3	子育て支援・健康づくり業務の増加、福祉関係業務の縮小、保育年閉園、年金業務の縮小
	衛生	39	43	4	健康支援・エネルギー業務の増加、清掃関係業務の縮小
	労働	2	2	0	
	農林水産	37	36	△ 1	農政担当部長の不補充
	商工	34	30	△ 4	大地の芸術祭非開催年度、中心市街地活性化業務の他部門移管
	土木	53	55	2	中心市街地活性化業務の移管
	計	388	384	△ 4	<参考>人口1万人当たり職員数 68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60人)
公営企業等会計部門	教育部門	68	71	3	
	消防部門	0	0	0	
	小計	456	455	△ 1	<参考>人口1万人当たり職員数 81人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80人)
	病院	6	6	0	歯科診療所の閉鎖
	水道	15	15	0	
	下水道	12	11	△ 1	支所下水道業務の見直し
	その他	24	24	0	後期高齢者医療広域連合への派遣
	小計	57	56	△ 1	
	合 計	513	511	△ 2	<参考> 人口1万人当たり職員数 91 人
		[680]	[680]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (28年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳以上	24歳未満	24歳以上	28歳未満	28歳以上	32歳未満	32歳以上	36歳未満	36歳以上	40歳未満	40歳以上	44歳未満	44歳以上	48歳未満	48歳以上	52歳未満	52歳以上	56歳未満	56歳以上	60歳未満	60歳以上	計
職員数	2	10	24	51	50	63	77	57	53	45	63	16	511										

(3) 職員数の推移

(単位：人)

年 度 部門別	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の 増減数
一般行政	443	425	412	396	388	384	△ 59
教育	84	73	72	72	68	71	△ 13
普通会計計	527	498	484	468	456	455	△ 72
公営企業等会計計	75	71	63	61	57	56	△ 19
総合計	602	569	547	529	513	511	△ 91

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
					%
27年度	千円 567,499	千円 144,402	千円 44,204	% 7.8	% 9.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 8	千円 27,437	千円 5,171	千円 11,397	千円 44,005	千円 5,501	6,191

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、27年4月1日現在の人数です。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（28年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
十日町市	42.3 歳	310,206 円	505,126 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	一 歳		一 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

十日町市	十日町市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（27年度） 1,425 千円	1人当たり平均支給額（27年度） 1,450 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.60月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

イ 退職手当 (28年4月1日現在)

十日町市			十日町市(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
(定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)			(定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)		
	(自己都合) (勧奨・定年)			(自己都合) (勧奨・定年)	
1人当たり平均支給額	無	無	1人当たり平均支給額	7,426千円	18,555千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、27年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 支給実績なし

(28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)		— 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (27年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
—	— %	— 人	— %

エ 特殊勤務手当 (28年4月1日現在)

支給実績 (27年度決算)	0	千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	0	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (27年度)	0.0	%	
手当の種類 (手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
徴収手当	徴収担当職員	納期内に納入しない税の出張徴収に従事した場合に支給	300円/日
滞納処分手当	徴収担当職員	税の滞納処分に従事した場合に支給	300円/日

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (27 年 度 決 算)	1,978 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (27年度決算)	247 千円
支 給 実 績 (26 年 度 決 算)	2,554 千円
職員 1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	283 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

- 2 職員 1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (28年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 その他 13,000円 各6,500円	同じ	—	1,116千円	223,200円
住居手当	借家 月額12,000円を超える家賃を払っている場合、家賃の額に応じて最高27,000円	同じ	—	764千円	254,667円
通勤手当	電車・バス利用者（交通機関利用者）負担している運賃の額に応じて1ヶ月あたり 最高55,000円 自動車等利用者(交通用具利用者) 片道の距離に応じて 最低(2km以上5km未満) 2,000円 最高(60km以上) 31,600円	同じ	—	347千円	57,833円
管理職手当	支給額：定額 主要課長 52,600円 準主要課長 44,000円 その他課長、支所課長 30,200円 参事・保育園長 25,000円	同じ	—	456千円	456,000円
寒冷地手当	世帯の状況に応じて 最高 月額17,800円 (11月から3月まで支給) ※支給額の減額改定に伴い経過措置あり。	同じ	—	535千円	66,875円
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 勤務1回につき 4,200円 (ただし、5時間未満の場合 2,100円)	同じ	—	0千円	0円